令和２年第６回　飯塚市議会会議録第３号

　令和２年１２月１０日（木曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第４日　　１２月１０日（木曜日）

第１　一般質問

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（上野伸五）

　これより本会議を開きます。昨日に引き続き一般質問を行います。１７番　福永隆一議員に発言を許します。１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　通告に従いまして一般質問させていただきます。本日はコロナ禍における対策と地域活性化について質問させていただきます。

まず初めに、コロナ対策事業についてです。テナント等の家賃補助について、現在、新型コロナウイルス感染症については、第３波が発生しています。このことについては、第２波が発生した時期から予測されていたものと思います。飯塚市の経済対策については、これまで感染症の状況に合わせ、さまざまな対策事業をされ、事業の継続、雇用の維持に尽力いただいております。その事業にはテナント等の家賃補助がありましたが、既に受け付けを終了されています。そこで、家賃補助の実施時期、家賃補助の件数、金額等の実績についてお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　家賃補助の実施時期につきましては、令和２年８月３日から９月３０日までを受付期間とし、８４件の件数、９４３万３千円を交付しております。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　答弁いただいた実績をお聞きし、補正予算を見ると、当初予定していた件数よりも少ないのですが、どのような理由が考えられますか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　国、県の家賃補助制度は、売り上げが一月で前年同月比５０％以上、または連続する３カ月の売り上げが前年同月比３０％以上減少した事業者を対象としておりましたが、本市は国、県の補助制度の対象とならない事業者を支援する制度といたしておりました。件数等の試算は、セーフティネット申請時の売り上げ減少率や中心商店街のテナント賃貸率を参考といたしまして試算いたしましたが、コロナウイルス感染症の長期化により、国、県の家賃補助制度に該当する事業者がふえ、その結果として本市家賃補助制度の利用が減少したものと考えております。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　市が想定していた件数よりも少なくなった理由はわかりました。しかし、テナント入居事業者からは、現在も厳しい状況が続いており、家賃など必要経費が賄えない。このままでは事業継続が見込めないとの声をお聞きします。私は、飯塚市の申請時期が短かったことも申請件数が少なかったことの一因と考えます。これから、感染症が収束するとは予測できないと思います。近隣の他の自治体よりも、幅広く、分厚く補助してもらっているのは承知しています。そのようなことを理解した上で、終了した家賃補助等を再度受け付けすることができないでしょうか。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　質問議員が言われますとおり、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中において、市内事業者の厳しい経営状況は続いているものと認識いたしております。しかしながら、先ほどご答弁しましたとおり、多くの事業者は、国、県の家賃補助制度を利用しているものと考えておりますので、本年度につきましては、本市家賃補助制度を再開することは考えておりません。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　新型コロナウイルス感染症の経済対策については、飯塚市としてさまざまな施策を打ち出し、市内事業者を支援していただいていると思います。しかしながら、現実として中心市街地の店舗、特に飲食店については閉店しているところもあります。中心市街地で事業を営む私にとって、店舗が少なくなり、繁華街がなくなることを危惧していますし、生まれ育ったまちが疲弊していく姿を目の当たりにして、非常に悲しい気持ちになります。先ほどテナント家賃支援の質問をしましたけれど、このコロナが続く限り、国、県の支援にあわせ市独自の支援についても、スクラップアンドビルドで終了する事業もあるのであれば、新たな支援策についても打ち出していただきたい。「人が輝き　まちが飛躍する　住みたいまち　住みつづけたいまち」を実現するためにも、このまちを守るためにも、今こそ市民、事業者、行政が一体となり、ウイズコロナの中で、それぞれができることを最大限発揮できるようにしていきたいと、私自身強く思っているところでございます。そのためにも、行政が限りある財源の中で、支援策を次々に打ち出すことは難しいかもしれませんが、市民や事業者が未来を展望できる、コロナ禍を乗り越えることができる支援策を強く要望いたします。早くコロナが収束し、今までどおりの生活が戻りますことを願いまして、私からの要望を終わり、次の質問をいたします。

　次に、コロナ対策事業について質問いたします。ＰＣＲ検査費用についてです。最近、自費でＰＣＲ検査を受けることができるという報道等を目にしますが、そうした自費検査はどのような形で行われており、費用はどのくらいかかるのか、把握していますか。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　自費検査を受ける方法としては、主に２つございます。１つは自費検査を実施する病院や診療所で検査を受けることができます。検査費用は、把握している範囲ですが、１万円から４万円となっております。もう１つは、検査キットを使って民間の検査機関等に郵送して検査を受けるということができます。検査費用は、こちらも把握している範囲でございますが、２千円から１万５千円となっております。なお、民間の検査機関等での自費検査の問題点としては、陽性になった場合に、検査機関には保健所に届け出る義務がないため、隔離など確実に実施されない可能性がございます。そのため厚生労働省が１１月２４日付の通知で、陽性になった場合は、医療機関に利用者の方は受診していただくような依頼を通知で行っているところでございます。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　それでは、飯塚市内には自費検査を実施している医療機関等はありますか。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　自費検査を実施している飯塚市内の医療機関は、飯塚市立病院と飯塚病院がございます。まず、飯塚市立病院については１１月９日から検査を開始いたしております。検査を受けるためには事前に申し込みが必要で、検査時間帯が８時３０分から１１時３０分まで、検査費用が税込みでございますが、１万９８００円となっております。なお、検査対象は次の３つのいずれかの条件に合致した方となっております。１つ目が、海外渡航予定などがあり、ＰＣＲ検査陰性確認の書類が必要な方、２つ目に、就業先にＰＣＲ検査陰性確認の書類提出が必要な方、３つ目ですが、陽性患者と接触が明らかであるが、濃厚接触者と判定されなかった無症状の方。次に、飯塚病院については、海外に入国する際に提出を求められる場合等に限り検査を実施し、渡航前ＰＣＲ検査証明書を発行されております。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　自費検査に対する要望や問い合わせはありますか。要望がある場合、どのような方からの問い合わせでしょうか。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　自費検査に関しては、留学に伴う検査証明書の発行を希望されている方や、体調を崩した方が職場に復帰するために会社から検査の指示を受けた方などから、検査を受けるための方法や場所などについての問い合わせがございます。これまで数件、電話等で問い合わせがありましたので、一定のニーズがあると考えております。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　一般の市民の方から予防の観点や不安の解消などから、自費検査を希望される問い合わせはありますか。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　健康な一般の市民の方で、予防の観点や不安の解消のために、自費でも検査を受けたいといった問い合わせは、今まで１件しかなく、現時点ではニーズとしては低いと認識いたしております。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　健康で無症状の方に対する自費検査を拡充することで、新型コロナウイルス感染症の予防や感染拡大防止につながるのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　検査件数が増加することで、感染者の早期発見につながることは間違いありませんが、自費検査については、１０月２９日の政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会が、「検査体制の基本的な考え・戦略」という提言をされております。その中で、「感染リスク等が低い無症状者から感染者を発見することは極めて低い。膨大な検査を実施しても陽性者はわずかである。したがって感染拡大防止に対する効果も低い。」というような提言がされております。しかしながら、もし感染が拡大し、いつ、どこで、誰が感染してもおかしくないような状況になれば、無症状であっても陽性の可能性は高くなるので、自費検査の効果は高くなると考えられます。したがって、検査体制にも限りがあること。また、検査費用も高額であることを踏まえると、市内の感染状況を考慮して検査を受けられることが大切であると考えております。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　市民活動や社会活動を行うために自費検査を受ける必要がある方がいると思いますが、そうした方々の中には、検査費用が高いため検査を受けることが難しい方もいらっしゃると思います。例えば、高齢者、基礎疾患をお持ちの方、子どもや過去に新型コロナウイルス感染症になった方などに、市が検査費用を助成してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　本市の自費検査への支援策としては、出産前の妊婦がＰＣＲ検査を希望される場合には、その費用を助成する制度を１１月１日から開始いたしております。ただし、この制度は、その後、福岡県が国の補助金を活用し、同様の事業を開始いたしましたので、その時点で終了いたしております。

また、高齢者や基礎疾患を有している方への重症化予防策としての自費検査に対する費用の一部助成制度も検討しております。検査を実施していただく医療機関との調整を進めている段階でございます。開始時期につきましては、本市の感染状況等を勘案し、市の対策本部で適切に判断してまいります。なお、子どもさんにつきましては、感染時の重症化リスクが高いとは言われておらず、また、過去に罹患した方につきましても、まれに再度発症される方もいらっしゃいますが、一般的には抗体を有しており、感染リスクは低いと考えられることから、現時点において助成の対象としては検討いたしておりません。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　なかなか市民全体に支援するということは難しいとは思いますので、先ほど答弁されましたように、高齢者や基礎疾患を有している方への重症化予防策のためにも費用の一部助成を要望して、この質問を終わります。

　次に、地域活性化について質問いたします。ふるさと納税の活用についてです。飯塚市のふるさと納税について、現在、多くの方々からご寄附をいただいているようですが、平成３０年度、令和元年度、本年度のふるさと納税による寄附金の現状を教えてください。また、本市は全国的に見て、ふるさと納税の寄附額は、ランキングで言えばどのくらいの位置にいるのか、わかればお示しください。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　ふるさと納税の金額の推移でございますが、まず平成３０年度は約２６億８千万円、令和元年度が約２１億６千万円、令和２年度は１１月末時点ではございますが、約１８億７千万円となっております。本市のふるさと納税の寄附額でございますが、はっきりしたランキングは現時点でつかんでおりませんが、全国でいきますと５０位以内には入るのではないかというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　全国の自治体同様、飯塚市もさまざまな新型コロナウイルス感染症対策事業を実施しており、その財源としてふるさと納税を活用できるのではないかと思っております。その財源を少しでもふやすように、商店街などにある商品を、ふるさと納税の返礼品に加えていただきたい。小さなお店の返礼品に少しでも申し込みがあれば、それが事業者のやる気につながり、町なかの活性化、地域経済の活性化につながっていきます。中小零細の地元業者の中には、大変すぐれた物を持っている業者さんもおられるのではないかと考えますが、そのような業者の傾向としては、物をつくるだけで精一杯の状況ではないかと考えます。つまり、いい物をつくれるが、うまく売ることができないということがあるのではないかと思うんですね。また、そのような業者さんは、ふるさと納税制度そのものを知らない方も相当数いるのではないかと、私は考えています。そのような業者への周知には、やはり市として足を使ったような活動、いわゆる営業的な活動が必要ではないかと考えます。そのためには、それなりの市の担当課として体制が整っている必要があると考えます。現在の市のふるさと納税に対する体制は何名で、どのように対応しているのか、お聞かせください。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　担当課の体制でございますが、管理職が課長、課長補佐がいますが、それを除きますと、担当係長１名と会計年度任用職員１名の２名で、ポータルサイト、返礼品の配送管理、返礼品事業者への支払い関係業務を除く全ての業務を行っております。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　前回の議会でも同僚議員が言われたかもしれませんが、コロナ禍においては、製品の内容にもよると思いますが、販路も狭まる可能性もあり、また対面販売も困難な状況になる可能性があります。そのような中、ふるさと納税に製品をうまくはめることができれば、市内の企業の活性化に間違いなくつながるのではないでしょうか。特に中小零細の業者は、今回のコロナ禍の中で大打撃を受けている業種もあるはずです。そのような状況を踏まえて、ぜひとも、このふるさと納税という大変魅力的な制度を大いに活用し、市内中小零細企業を活気づけてほしいと思います。先ほどの答弁であったような体制で、今回提案するようなことまでを行うことは、私は厳しいのではないかと思います。ぜひとも体制を見直し、このような中小零細企業を救済できるような活発な営業努力を行っていただきたいと強く要望して、この質問を終わります。

　次に、観光資源の活用について質問いたします。第２次飯塚市観光振興基本計画によれば、飯塚市の主な観光資源は、近代化産業遺産である旧伊藤邸や嘉穂劇場、長崎街道、スポーツ関連のサンビレッジ茜などとなっています。また、各種イベントに関しても、２月から３月にいいづか雛のまつり、５月に飯塚国際車いすテニス大会、７月に飯塚山笠、８月に飯塚納涼花火大会、１０月に筑前の國いいづか街道まつり、１１月に産業まつりなどとなっています。この観光資源について前年、令和元年の入込客数と、前年実施した各イベントにおける参加者数等についてお答えください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　昨年の主要観光施設などの入込客数については、毎年、福岡県へ報告を行っている福岡県観光入込客数推計調査をもとに参加者数を報告させていただきます。まず、施設についてですが、旧伊藤伝右衛門邸約５万４千人、嘉穂劇場約２万８千人、サンビレッジ茜約３万５千人の参加者数となっております。また、各種イベントの参加者等の状況につきましては、いいづか雛のまつり約７万８千人、飯塚国際車いすテニス大会約７１００人、飯塚山笠約４万８千人、飯塚納涼花火大会約１０万人、筑前の國いいづか街道まつり約７万８千人、産業まつり約２万４千人の参加者数となっております。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　それでは、ことし、令和２年の観光施設の来客者数と、ことしの各種イベントの実施状況等については、年度の途中ではありますが、予測も踏まえて教えていただきたいと思います。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　まず、観光施設への来館者状況につきましては、コロナウイルス感染症拡大の影響により４月、５月に、一時閉館を行った施設もございます。また、開館後の状況につきましても、バスなどで移動される団体客の来館者数は昨年に比べ半数以下に減少している状況であると、施設の運営事業者などから聞いており、家族連れなどの一般客につきましても、減少傾向であると聞いております。

続きまして、各種イベントの状況につきましては、いいづか雛のまつりを令和２年２月１日から３月２４日まで開催いたしましたが、前年開催時より約３万人減少し、約４万８千人の来館者数となっております。また、飯塚国際車いすテニス大会、飯塚山笠、飯塚納涼花火大会、筑前の國いいづか街道まつり、産業まつりは、コロナウイルス感染拡大防止により中止もしくは延期を行っている状況でございます。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　ことし開催予定であった各イベント等が、コロナ感染拡大の影響に伴い実施できなかったことは、感染拡大防止の観点から、中止もしくは延期で判断されたことは仕方のない状況と感じます。ウイズコロナ、アフターコロナを見据えた今後の飯塚市内で実施を予定しているイベント等の開催について、飯塚市はどのような開催方法を考えているか、お聞かせください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　本市におきましては、イベントなどの開催における国、県の方針や、飯塚市コロナウイルス感染対策本部の方針により、イベント開催制限、人数上限及び収容率の要件、地域の行事、全国的、広域的なお祭り、野外フェスなど、イベント開催に関する留意事項等を参考にし、各種イベント開催に携わる実行委員会及び事務局と連携を図り、イベント開催に向け協力を行っていきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　国や各都道府県では、「Ｇｏ　Ｔｏ　キャンペーン」を実施することで、観光産業の回復及び飲食店の振興に力を入れている状況と思われます。しかし、現況としては第３波によるコロナ感染の拡大も懸念され、新規の受け付けを行わない都道府県も出ている状況と報道で認識しています。私としては、今現在の感染状況でイベントなどを推進し、クラスターが発生することにより、今後のイベント開催に悪影響を及ぼす可能性があるのではないかとの考えもありますが、しかし、今後、地域の活気や経済の活性化を取り戻すためにも、ウイズコロナ、アフターコロナ後のイベント等の開催に向けて準備は進めておく必要があると考えます。各主催者がイベント開催に向け準備に取り組む中で、飯塚市の積極的な協力、支援が必要となってくると思われます。今まで以上に連携を行い、今後、実施を予定しているイベントについて主催者と情報の共有化を積極的に図り、地域の活性化と活気を取り戻すために、飯塚市も一緒になって頑張っていただきたいと要望します。

観光に関する今までの質問が、イベントの中止や延期など暗い話になっていますので、今年度の明るい話題に触れて、また新たな観光資源の活用をお願いして、終わりたいと思います。今年度の明るい話題については、「砂糖文化を広めた長崎街道～シュガーロード」が日本遺産に認定され、飯塚市を含めた参加自治体が新聞等で紹介されていました。また、旧伊藤伝右衛門邸においては、国の重要文化財指定を受け、さらなる観光振興及び地域振興の好機になるものと考えます。ことし一年の間に、日本遺産の認定、国の重要文化財の指定など、なかなか受けられるものではないと考えます。よって、新たな観光資源を活用し、飯塚市への来客者増が図れるように、これを契機として、さらに観光振興に力を入れていただき、すばらしい観光素材が点在する飯塚市を、市内外に向け発信していただきたいとお願いします。活気あふれる今後の飯塚市のために頑張ってください。よろしくお願いします。

　次に、プレミアム応援券の成果について質問いたします。プレミアム応援券の販売状況等についてお知らせください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　新型コロナウイルス感染症の影響から、外出自粛していた市民の外出機会の増加と消費活動を喚起させることにより、地域経済の回復を図ることを目的に実施しております地域活性化応援券発行事業、いいづかプレミアム応援券につきましては、約２０万冊の応援券を、市内郵便局にて令和２年８月３日から販売いたしました。プレミアム率が２０％ということもあり、本年１１月１１日には既にプレミアム分を含め２４億円分の応援券が完売しており、約１９億円分のプレミアム応援券が換金されております。換金されていない応援券につきましては、常時使用されている状況ですが、使用期限を令和３年１月末といたしておりますので、年末から年始にかけて使用されるものと考えております。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　それでは、プレミアム応援券の成果についてお知らせください。

○議長（上野伸五）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　先ほどご答弁申しましたとおり、プレミアム応援券は既に約１９億円分が換金されておりますことから、市民の消費活動の喚起にあわせまして、新型コロナウイルス感染症により影響を受けております市内事業者の売り上げ増加につながっているものと考えております。

○議長（上野伸五）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　プレミアム応援券の成果については、まだ使用期間も終了していないことから、分析はできないと思いますが、市内で使用され、約１９億円分が換金されているとのことですから、私自身は市民の消費喚起に一定の効果があったと思います。次年度以降については、中小事業者と大型店でプレミアム率に差をつけるなど、市内中小事業者で多く利用され、市内でお金が回る仕組み、例えば他の自治体でも実施されていると思いますが、商品券の電子化など、これはコロナ対策にもつながると思いますので、検討していただきたいと思います。

いまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中ではございますが、引き続き、地域活性化に向け、経済対策事業の実施を要望したいと思います。一般質問をする上で、どうしてもコロナ関係の質問をすると、暗い方向にいきますが、飯塚市としましても、いろいろ問題はあると思いますが、体育館の建設、市場の移転、菰田地域の活性化など、まだまだ経済効果を上げるためにいろんな取り組みができる飯塚市であります。先ほど言いましたように、旧伊藤邸、シュガーロード等で、国からの認定を受けておりますので、やはり新しくつくるものと、もともとあるものをもっと活用して、飯塚市のコロナ禍における経済対策の核として頑張って、三位一体になって、飯塚市を盛り上げていかなければいけないと思いますので、一所懸命、力を合わせて頑張っていきたいと思います。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午前１０時３１分　休憩

午前１０時４５分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。２７番　道祖　満議員に発言を許します。２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　質問通告に従いまして、一般質問を行います。まず、現在、体育館の建設が地中に想定外の天然物質「フミン酸」の存在がわかり、来年２月末までに対応策を検討するということで、一時中断しておりますが、このことについては早期に対応策を打ち出していただきたいと思っております。そこで、市の対応状況の説明を求めます。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　新体育館の工事の一時中断に至るまでの経過概要といたしましては、くい工事施工前のボーリング調査や、現場で採取した土壌の室内配合試験を経て、ことしの８月１７日より地盤改良くいの施工を開始いたしました。９月２４日に強度不足のくいが出現したため、周辺のくいの調査を行った結果、複数の強度不足くいが発見されたため、１０月８日に土の成分分析調査を依頼し、１１月４日の最終結果報告で、一部の土壌でフミン酸が非常に高い数値であることを確認いたしました。これと並行して、くいの硬化剤を有機質土用へ変更し、配合を何種類か変えて試験くいの施工を行いましたが、フミン酸が大量に検出された試験体の最終強度が不足しているとの報告を受けております。これに伴い、今後の対応を施工業者、建築事務所、当市の３者で協議いたしました結果、さらに詳細な調査を要することから、１１月２５日付で、来年２月末まで工事を中止するようにいたしております。今後の対応につきましては、調査結果をもとに複数の工法を比較検討し、決定をしてまいります。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　今まで出てきたことのないものが地中にあったということで、これまで対応策も、建設業界としては、取り組んできてないものだということで、大変ご苦労が多いかと思いますけれど、やはり新体育館の位置づけは飯塚市にとっても大事なものだというふうに、私は思っておりますので、できるだけ早く結論に至ることを願っております。

さて、新体育館の建設には、市民の意見を聞きながら多くの審議を行い、今日に至ってきているわけでありますが、建設の審議の際に想定されなかった新型コロナウイルス感染症が発生いたしました。そこで改めて確認の意味でお尋ねしてまいりたいと思いますが、この新体育館の建設に際しての計画コンセプト（基本設計）が５つありましたけれど、改めてどのようなものであったか、確認させていただきたいと思います。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　新体育館建設に際する５つの計画コンセプトにつきましては、飯塚市新体育館基本設計（概要版）でお示ししておりますように、１点目の「多目的な利用を可能とするフレキシブル・アリーナ」、２点目の「市民運動公園全体の利便性を高めるホスピタリティ・アリーナ」、３点目の「市民の安全な暮らしを支える防災拠点セーフティ・アリーナ」、４点目の「飯塚市の気候風土と調和し、長寿命で維持管理容易なエコ・アリーナ」、最後に「すべての市民が主役になるエンターテイメント・アリーナ」の５つとなっております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　「市民の安全な暮らしを支える防災拠点セーフティ・アリーナ　日常的に市民が憩う施設とし、万が一の災害時は速やかに防災モードへ移行可能な計画とすることで、誰もが安心して利活用できる地域の防災拠点を実現します。」と計画のコンセプトにあるわけでありますが、これに従い、災害時のゾーニング計画が示されております。その際、「災害時における新体育館の位置づけ」、「避難所の規模設定」については、どのような考え方になっていたのかお尋ねします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　「災害時における新体育館の位置づけ」といたしましては、地震や水害等の大規模災害時において、本市の避難所の拠点となる施設となります。そのため、防災備蓄倉庫として必要な備品、資材等を保管するスペースを施設内に確保しております。また、施設の設備といたしましては、災害時の停電に備え、非常用自家発電設備を設置するとともに、断水に備え、トイレに使用する雑用水を貯水しておく設備を設けます。そして、避難所の規模といたしましては、避難所で就寝可能な面積として１人当たり３．３平方メートルを確保した場合の収容人数は、メインアリーナで７００人、多目的室で５０人、会議室で３０人、控室は２つございますが、控室①が１５人、控室②が１５人の合計８１０人を想定いたしております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　今のご答弁では避難所としての受け入れ人員は、８１０名、緊急対応初期の段階での就寝可能な専有面積として１人当たり３．３平方メートルを考えているとしておりますけれど、新型コロナウイルス感染症への対応策を考えた場合、１人当たりの専有面積は広くなり、８１０名は受け入れができないのではないか。できなくなるのではないのか。そういうふうに考えるわけですけれど、どのようになると考えられておりますか。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　質問議員言われますとおり、平常時では１人当たりのスペースは３．３平方メートルで算定していましたが、ことしは新型コロナウイルス感染症対策として、３密を避けるために、避難者と避難者の間隔を約２メートルあけることにより、１人当たりのスペースは１４平方メートルで算定することになり、単純計算で申しますと、２００人程度となります。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　やはりコロナの影響が大きいということがこれでわかると思います。８１０人が２００人というふうになっていくわけです。この件を聞いていて、先日の一般質問をお聞きしていて、災害時の避難所のあり方についてはまだ見直しがされてないように感じましたので、やはり、この実態、体育館だけを考えますと、こういう状況であるなら、ほかのところも一緒だと思うんですよね。それで、各避難所のあり方は再度見直しをしておくべきだということを感じているということだけつけ加えさせていただきます。

　続きまして、先ほどお尋ねしました計画コンセプトの中に、「市民運動公園全体の利便性を高めるホスピタリティ・アリーナ　建物と運動公園全体が機能的に連携し、日常利用から様々なイベント、万が一の災害時まで、高度な利便性を保つホスピタリティ溢れる計画とし、住民の居場所となるサードプレイスを創出します。」難しい言葉ですけど、よくわからない点もあるんですけれど、こういうふうに書かれてありますけど、具体的に表現するとどのようになるんでしょうか。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　新体育館では体育館で催されるスポーツ大会等のイベント以外で、例えば、テニス大会開催に当たっては、体育館の会議室が大会本部になることもありますし、更衣室、シャワールームはテニス大会の選手も使用ができます。多目的室を選手の控室として使用することも可能ですし、観戦の方についても、体育館ロビーで快適に休憩をとることも可能です。このことは運動広場利用者についても同様であり、その大会イベントに応じた体育館の利用が可能となります。また、イベント時以外の通常での利用でも、施設周辺をランニングする方も体育館更衣室で着がえ、シャワーを使用することも可能です。体育館利用者はもとより、さまざまなスポーツ、運動愛好者に、新体育館は利便性とともに快適な空間を提供できると考えております。そして、この利便性や快適性により、これまで以上にさまざまなスポーツイベントが実施可能となり、スポーツをする人、見る人が気軽に繰り返し施設を活用することができ、そして人と人のつながりが形成され、交流の場になることを期待しております。そのような機能を提供する体育館を目指すということでございます。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　体育館を利用する人も体育館周辺を利用する人も、同時に使えるような機能があるということですよね。市民運動公園全体とは具体的にはどの範囲まで含んでいるのか。体育館建設の検討時の図面では、市民運動公園というのはテニスコートなり、市民広場を指しているように見受けられましたけれど、このテニスコートの上にある公園、横にある幸せの森、篠田ため池と道路の間の林、長寿の森等の範囲は、公園のようでありますけれど、公園でしょうか。この市民運動公園全体という内容とこの公園の範囲というのはどのような関連になっているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　飯塚市新体育館基本設計に記載しております市民運動公園全体とは、新体育館と駐車場であり、新体育館の東側のテニスコートと幸せの森、西側の篠田ため池と長寿の森、北側の運動広場を含んだ範囲は市民公園の区域となっており、面積は１８．５ヘクタールとなります。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　今の答弁を聞くと、ちょっと大丈夫かなと思うんですけれど、新体育館の基本設計に記載している運動公園全体とは、新体育館と駐車場であるということです。ということは、先ほど市民協働部長が答弁された市民運動公園全体の利便性を図るホスピタリティというのが建物と、体育館とこの駐車場だけというふうになるわけですけれど、既存の運動広場なり、テニスコートの上の公園なり、そういうところとの連携というのか、そういうものがどうなるのかと思うわけなんですけれど、市民運動公園以外の隣接する既存の公園の都市計画上の位置づけはどのようになっているのか、まずお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　先ほど答弁しました区域の１８．５ヘクタールを、平成１３年度に市民公園として都市計画決定しております。また、平成３０年１２月に部分改訂した飯塚市都市計画マスタープランにおきましても、市民公園は交通利便地域の適性を生かし、市内全域に点在する体育施設を集約するエリアとしての整備を進め、みずからスポーツ・レクリエーションを楽しむための運動環境の整備に加え、市民が観覧できる環境整備を進めることで、スポーツ・レクリエーションの拠点エリアを目指すこととなっております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　市民運動公園というのが新体育館の資料に出ているわけですけど、ちょっと執行部のほうで捉え方が若干違うような感じがします。私は当初、テニスコートや市民広場を含んで市民運動公園ということだと思っていたわけですけれど、どうも都市建設部長の答弁では建物と駐車場というふうに言われております。この辺の整合性はちょっと取っていただきたいというふうに思いますけれど、これからは市民運動公園というとちょっと範囲が狭まりますので、今答弁いただきました体育館と駐車場以外の隣接する既存の公園というふうに言わせていただきましょう。そうすればわかりますね。これは、これまでどのように整備されてきたのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　主な整備としましては、昭和４３年度にテニスコートの整備、昭和４４年度には陸上競技場と幸せの森の藤棚等の整備、昭和４７年度には多目的広場の整備、昭和４９年度から５０年度にかけて長寿の森の整備、昭和５１年度から昭和５２年度にかけて陸上競技場スタンド等を整備しております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　くどいように、くどいように言いますけれど、計画コンセプトの中にある「市民運動公園全体の利便性を高めるホスピタリティ・アリーナ、建物と運動公園全体が機能的に連携し、日常利用から様々なイベント、万が一の災害時まで、高度な利便性を保つホスピタリティ溢れる計画」とするということは、くどいようですけど、これは体育館と駐車場だということですよね。では、体育館と駐車場以外の隣接する既存の公園について、特別委員会においても質疑はなかったと思いますが、また市のほうからこれまで新体育館との機能的な連携等についての考えは示されなかったと記憶しております。当然説明があるように、体育館と駐車場が、くどいようですけど、市民運動公園であるならば、当然そうでしょうね。では、この隣接する公園との機能的な連携についてはどのように考えられているのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　市民運動公園とそれ以外の隣接する既存の公園、市民公園になりますけれども、先ほど申しましたが、本市のスポーツ・レクリエーションの拠点エリアを目指すこととなっております。新体育館が完成し、多くの方が利用され、人が集まるエリアとなります。体育館でのイベントの際には、隣接する公園部分は休息スペースとして活用できることが想定できますし、逆に公園利用者にとっても、体育館のトイレ利用、ロビーでの休息など、連携した活用が想定できます。しかしながら、現在、市民公園全体の機能的な連携についての具体的な計画は策定できておりません。今後、どのような連携や整備が望ましいのか、関係各課と連携しながら検討していきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　そうなんですよ。体育館と駐車場の前の公園、体育館に来た人たちが体育館の中で食事をするかというと、やっぱり外で食べる方もいらっしゃるでしょうし、また来た方が全部が全部体育館の中でずっと過ごすということは、大きな大会の場合は多くの人が集まりますから、駐車場と体育館だけではおさまりきれない可能性がありますよね。ということは、当然そこに、周りに公園があるのならば、その公園で憩う。おっしゃるとおり、休憩するなり、食事をするなり、そういうことは当然考えられると思うんです。そこでお尋ねしますけど、検討していただきたいということは検討するということだから検討していただきたいんですけれど、現状の公園がどのような状況にあるか、確認したことがありますか。どのような人たちが、今あるテニスコートや市民広場、そこは利用している人たちはいますけれど、では公園を幸せの森なり、長寿の森なり、公園をどのように利用しているのか見たことがありますか。あるならある、ないならないで結構ですよ。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　新体育館建設に当たって、周辺の浦田駅からずっと歩いたりとか、あそこの森のほう、鯰田工業団地のほうへ抜ける山の丘の上とか、そういったところは散策したことはございます。歩いたことはございますが、そこでどういうふうに利用者が考えてあるのかとか、思ってあるのかとかいうところまでの把握はいたしておりません。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　道路反対側の公園にはあずまやがあります。小高い丘があって、上がったことはありますかというと、そこに上がったことはないでしょう。どういう状況かわからないですよね。というのは、何を言いたいのかというと、新体育館ができても、あそこは今のままでは、やはりお客さんが安心して使える状況ではないということを私は言いたいわけですね。それを一応改めて確認だけしていただきたいと思います。そこで、今のままではあの公園は使い勝手が悪い。使ってない。この現実があるということだけは承知していただきたいんですよ。そこで、今からいろいろお願いしていきたいというふうに思うわけですが、各地で災害時の避難所の避難者の受け入れ状況を報道等で見ていますと、建物の中に避難することによって、建物の中の周りの人に迷惑をかけたくないというような思いで、例えばペットを連れて行っているから一緒に入られないとか、やっぱりいびきをかくとか、いろいろあるんでしょう。そういう思いで、駐車場での車中泊またはキャンプ用のテント等を持参して避難生活を行っている姿をよく目にいたします。また、新型コロナウイルス感染症の発生により、災害による避難所のあり方については再検討が求められる状況になってきていると、先ほども思っているということを述べましたが、このことについてはどういうふうに感じておりますか。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　避難所のあり方につきましては、質問議員のご指摘のとおりでございます。新型コロナウイルス感染への懸念から車中避難をされる方などもおられ、車中避難にはエコノミークラス症候群などを招く懸念もありますので、建物内の避難者と合わせた支援、声かけを行うなどの対策を行ってまいります。また、個人でキャンプテントを張って避難する屋外避難者等は、今後、避難所のあり方等含めて、当然課題となってまいりますので、調査研究していきたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　ぜひ調査研究をしていただきたいというふうにお願いいたします。この体育館、駐車場などを除くテニスコート、市民広場には、水道もトイレも完備されております。災害時には非常に利便性が高い場所だと考えます。恐らくこれは災害時の避難所としての活用はもう既に考えられているとは思いますけれども、ここに隣接する既存の公園を日常的に市民が利用しやすい環境に整備していただきたい。それとともに、先ほどから言っておりますように、新体育館来館者も利用しやすい環境に整備していただきたい。同時に、災害時には避難所として利用ができる公園として環境整備に取り組むことはできないだろうかと考えますが、いかがでしょうか。例えば、昨日の質問では、やっぱりキャンピングカー等で泊まれるような施設を整備したらどうかと。これは、私はいいことだと思っているんですよ。キャンピングカーでも避難所となり得ますし、今ただ、現状を見ていますと、駐車場がありますから、駐車場をそういうふうにすれば可能だろうと思いますし、ただ問題は、木が生い茂っていて、そういう平たんな場所を確保できないから、あの木をどうかしないかなというふうに思っているのです。例えば、これも一般質問で、公園の管理はどういうふうになっておりますかという質問がありました。剪定は２年に１度やっておりますという答弁だったと思います。では伐採はどうなっているのかと。先ほど、いつから整備されましたかという質問をしましたけれど、もう既に、私があそこに住み始めて４０年近くなりますけれど、あそこで伐採とかいうことを見たことがない。ということは、４０年間、木はそのまま育って大きくなっているんだろうと思うんですよね。それで茂って、非常に利用しにくい環境になっていると私は思っているんですが、もろもろ皆さんの一般質問を聞いていて、ここを、やはり質問議員がおっしゃっていたように、キャンピングカーが泊まれるようにするとか、ちゃんと公園管理をするとか、そういうことを考えたら、避難時、緊急時の避難場所として、利用できる。先ほども言いましたように、市民が利用しやすい環境、新体育館ができたときに、来館者が利用しやすい環境ができるんではないだろうかというふうに思うわけでありますけれど、どのように考えられるのか、考えられると思っているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　市民公園の陸上競技場、運動広場、テニスコートにつきましては、令和２年６月に最終改訂されました飯塚市地域防災計画におきまして、広域避難地として指定を受け、１万１９６０人が収容可能人数となっており、広域的な避難の観点からも本市にとって非常に重要な場所に位置づけされております。現在、新体育館や運動広場、テニスコート以外の具体的な整備計画はございませんが、質問議員がおっしゃるように、日常は利用しやすく、また、災害時にも市民の皆様が安全で安心して利用できる公園となるよう、今後どのような整備が望ましいのか、関係各課と連携しながら、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　先ほどの市民協働部長も検討していただくということでありました。今のご答弁でも関係各課と連携して検討していきたいということでありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。ただし、検討した結果、何もしません、今のままということのないようにお願いしたいと思います。

引き続き、次の質問に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。表題は市の財政について、お尋ねしていきたいと思います。今回の飯塚市一般会計補正予算（第１０号）では、１１億５３６８万６千円を補正しておりますが、歳入を見ますと、市民税は５４５３万４千円と増加していますが、市税総額では２億７３８９万３千円の減額となっております。また、歳入ではその他にも減額の項目が多く見られます。これがどのようになっているのかお尋ねしていきたいと思います。歳入の大きなものは寄附金のふるさと応援寄附金１１億２千万円。繰入金のふるさと応援基金繰入金１０億１９０１万４千円、住宅新築資金等貸付特別会計廃止に伴う繰入金６億９１１９万４千円と、前年度繰越金１億９４４１万３千円となっております。合計では約３０億円程度になると思いますが、間違っておりますでしょうか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　歳入で増額となっているもののうち、質問議員がおっしゃいました費目の合計は約３０億円で間違いございません。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　今回の補正で歳出の主なものはどうなっておりますか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　先ほど質問議員がご紹介いただきました歳入と同様に、歳出で補正額が大きく増額となっているものを幾つかお答えします。１点目は、ふるさと応援寄附金の増額補正に伴いまして、歳出で寄附金額と同額の１１億２千万円をふるさと応援基金に積み立てる予算を計上いたしております。また、ふるさと応援寄附金に係る返礼品や事務代行手数料などの必要経費が６億７２６３万１千円の増となっております。２点目は、住宅新築資金等特別会計廃止に伴う繰入金６億９１１９万４千円のうち、６億８１８４万５千円分は歳出で減債基金に積み立てる補正予算を計上いたしております。３点目といたしまして、令和元年度で事業費に対し多く交付されておりました国庫支出金や県支出金の返戻金について、こちらは複数の費目にまたがっており、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、合計で６億４０７８万３千円を補正予算計上いたしております。ただいま申し上げました内容の合計額が約３１億円となっております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　詳しい説明ありがとうございます。そこでお尋ねいたしますけれど、市民税の５４５３万４千円の増加の要因はどうなっておるのか、お尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　令和２年度の市民税のうち、個人市民税につきましては、平成３１年１月から令和元年１２月までの所得に対しまして課税するものでございますので、この期間は新型コロナウイルス感染症が経済に及ぼす影響を受けておらず、ここ数年の傾向を踏まえ、納税義務者の増加を見込んだことから、当初予算時点よりも増額の算定となったものでございます。これに対しまして、法人市民税は決算時期が法人ごとに異なっており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている期間や程度は、申告時期によって異なりますが、今年度の後半はその影響がさらに拡大していくことが見込まれるため、減額の算定をしております。個人・法人ともに新型コロナウイルス感染症対策として実施しております徴収猶予の制度を活用されているために、徴収猶予による市税の減額は見込んでおりますが、先ほど申し上げました算定の考え方から、個人市民税、法人市民税、トータルの補正といたしましては増額となっているものでございます。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　では、市税の総額が減額となっている要因についてはどう見ているのでしょうか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　市税全体といたしましては、２億７３８９万３千円の減額となっておりますが、大きな要因といたしましては、固定資産税における新型コロナウイルス感染症対策で実施しております徴収の猶予、また、近年増加傾向でありました償却資産の新規設備投資が当初予算見込みを下回ったことによりまして、固定資産税で３億１２１１万７千円の減額となっていることが主な要因でございます。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　新型コロナウイルス感染症の影響が固定資産税で出てきているという説明だと思いますが、新聞を見ておりますと、１２月８日の西日本新聞ですけれど、景気後退足踏み８７％、地場１１９社コロナ悪影響７６％というような報道が出ていて、非常にこれからコロナの影響が出てくるように感じているところなんですけれど、恐らくこれは、業種別で影響がどのようになっているのかというのは把握できるんだろうと思います。今回、今からだと思いますが、産業振興の観点から考えると、業種別に振興策をとるということを考えると、業種別で影響がどういうふうになっているのかということを把握しておかなくてはならないと思いますので、その辺、今後注目しておいていただきたいということを要望しておきます。

さて、財政調整基金の繰り入れもありますけれど、先ほどの説明をお聞きしていたら、寄附金が、「ふるさと納税寄附金」という言葉が多く出てきます。私は寄附金に頼る行政運営になっていっているのではないかというふうに思うんですけれど、いかがなものでしょうか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　今回の歳入補正予算で１１億２千万円のふるさと応援寄附金を増額いたしておりますが、歳出補正予算で同額を積み立てておりますので、今回補正しているふるさと応援寄附金で、歳入歳出のバランスをとっているということではございません。しかしながら、ふるさと応援寄附金を原資としたふるさと応援基金繰入金約１０億２千万円の増額補正のうち、約３億５千万円は歳出予算の事業費に活用しておりますので、ふるさと応援寄附金は貴重な財源の一つとなっていると認識をしております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　私もふるさと応援寄附金が貴重な財源となっているということについては理解いたしますけれど、自主財源が乏しい中、寄附金に頼る行政運営はいたし方ないことかもしれませんけれど、やはり自主財源に占める固定資産税とか事業税とかそういう市税の割合をふやすことが私は大事だと思っております。特に地域経済が低迷する中で、難しいかもわかりませんが、このことについて積極的に取り組む必要があるのではないかと思っております。私はそういう意味から、今後行わなくてはいけない社会環境整備に伴う公共工事の前倒しの取り組みを行い、地域経済の活性化に努め、市税の増収を図るべきだと考えておりますけれど、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　行政経営部長。

○行政経営部長（久原美保）

　ご指摘のとおり、市税の増収は持続的かつ安定的な財政運営につながるものと考えております。そのためには、産業の振興や定住人口の増といった経済の活性化や、就労人口の増加につながる施策が必要となってまいります。このたびの新型コロナウイルス感染拡大によりまして疲弊した地域経済を立て直す施策は必要であると認識しておりまして、ご指摘にありますとおり、公共工事の発注が生産活動の拡大や、雇用機会の拡大につながり、経済の回復を求めていく上での一施策であることも理解しておりますので、ご指摘の点につきましては現在計画しております公共工事の今後の実施計画と今後の財政見通しとバランスを見定めつつ、地域経済の活性化効果が期待できるものを慎重に見きわめた上で予算計上するなどの対応が必要であると考えております。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　思いは理解していただいているようでございます。今のご答弁で。そこで、現在計画している公共事業の今後の実施計画と今後の財政見通しのバランスを見定めつつ、地域経済の活性化が期待できるものを慎重に見定めた上で、予算計上するなどの対策が必要であると考えておりますとのことですけれども、慎重に期することはないと思いますけれど、私は今やらなければならないことは、地域経済を動かすための考えられる対策を実行に移すことが必要なのではないかと考えております。無駄な公共工事を行えということを言っているわけではないんです。建物を新しくつくれとかそういうことを言っているわけではない。やらなくてはいけない計画があるはずなんです。例えば、水道管の―――これは経済建設委員会でもよく言っているんですけれど、水道管の老朽化に伴い、布設かえは早急に行う必要があるというようなことは監査委員会からも指摘されているんです。例えば、それと市道、道路ですよね。市が所有する道路の舗装が傷んでいるところ、新しく道路をつくれとか言ってないんです。傷んでいるところを私は多く目にします。あなたも、やはり通勤のときに、がたがた、がたがた車が揺れる場所がある、そういうことは感じていると思うんですよ。例えば、それとともに、高齢者が歩けない歩道、歩道はあるけど歩道を歩かないで車道を歩いている高齢者の方は多く見られます。こういうふうに道路の維持改修については、いずれ取り組まなくてはならないのではないかと、そういうふうに私は思っているんです。それとともに、公共工事に限らず、社会環境整備には、例えば、一所懸命公共下水道の整備を図っておりますけれど、たしか、まだつなぎ込みが３千件ぐらいつながってないというような件数があったと思います。合併浄化槽を設置することによって、水質の汚濁を防止する、その辺はもうやはり方針としてあるわけです。そういうことを考えていったときに、補助金を今出してこういう整備に努めているわけですよ。この補助金は期間限定でも構いません。コロナ対策として、２年なり５年なり期間を決めて、この補助金の増額を考えて、啓蒙すれば、仕事の量がふえるのではないかと。このことによって地域経済の活性化が期待できるのではないかというふうに私は思うんです。今、公共工事で何ができるのか、現行あるまちづくりに関する制度・補助金を使って、何が地域経済の活性化に寄与するのか考えていただきたい。財政見通しを考えることは必要と考えますけれど、新型コロナウイルス感染症という災害が今生じているのであれば、財政調整基金等の基金の活用を行うべき状況にあると私は考えておりますけれど、この点について、副市長、どういうふうに考えられますか。

○議長（上野伸五）

　副市長。

○副市長（梶原善充）

　冒頭、質問にありました今後の実施計画と今後の財政見通しのバランスを考えてという財政担当部長の答弁につきましては、慎重な財政運営を行っておりますので、それらの答弁につきましてはご理解いただきたいと思います。そこで、今、いろいろ申されました水道管の問題、それから公共下水、舗装の問題、いろいろ公共工事をやっております。ただ、今申されますように、このコロナの中で、地域経済が疲弊しているのも事実でございます。こういう疲弊した経済を活性化していくためには、公共工事の前倒しも必要だとは考えております。今言われましたように、財源等のこともございます。それと、水道と公共下水につきましては、企業管理者の範疇に入ります。企業管理者とも当然十分協議しながら、財政調整基金のことについても財政当局と協議しながら、これから新年度予算を組んでいく時期になりますので、新年度予算では当然そういうことも反映させながら、予算計上に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上野伸五）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　ぜひ、打てる手は打って、そして、地域経済を活性化させていくことが新型コロナウイルス感染症の、今の時期には必要だと思います。幾ら技術があって、製造能力があった会社でも、売り先がなければ仕事にならないんです。倒産するわけですよ。そういうことを考えたら、公共工事で少しやっぱり刺激を与える、経済に刺激を与えていくことは今必要だと求められていることではないかと私は思っておりますので、ぜひ整理していただきまして、地域経済活性化のために、中小企業支援のために頑張っていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（上野伸五）

　暫時休憩いたします。

午前１１時３２分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（上野伸五）

　本会議を再開いたします。手話通訳を行いますので、質問者、答弁者におかれては、ゆっくりはっきりと発言していただきますよう配慮をお願いいたします。２８番　秀村長利議員に発言を許します。２８番　秀村長利議員。

○２８番（秀村長利）

それでは本日、「手話言語条例について」、そして「手話通訳者育成について」の２点をお尋ねいたします。お昼の一番きつい時間とは思いますが、よろしくお願いいたします。

まず、言語には、音声言語と手話言語があることが国際的な条約、障害者権利条約で認められて、日本では障害者基本法で「言語（手話を含む。）」と明記され、手話は音声言語と対等な言語であることの理解と普及が必要となっています。そして、平成２６年９月議会において、「手話言語法」制定を求める意見書の提出を求める請願を提出させてもらってから、この飯塚市にも条例制定をお願いしてきましたが、このたび、市長のご決断により制定していただける方向で進んでいると聞いております。本当にありがとうございます。そして、この条例制定は２０１３年１０月、鳥取県からいろんな自治体に広がっていると聞いております。まず、全国及び県内における手話言語条例の制定状況をお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　一般財団法人全日本ろうあ連盟の調査によりますと、令和２年１０月３１日現在、４７都道府県のうち２９の道府県で、１７２４市町村のうち２６９市５９町２村で、また２３特別区のうち１４区が制定をしており、それらを合計しますと、全国で３７０の自治体が条例を制定しております。県内の状況でございますが、平成２９年３月に制定されました直方市、朝倉市、平成３１年３月に制定されました田川市郡１市６町１村、合わせまして１０市町村で制定をされているところでございます。

○議長（上野伸五）

　２８番　秀村長利議員。

○２８番（秀村長利）

　全国では、３７０の自治体が条例を制定しているということですけれども、福岡県内、田川はほぼ制定されているようです。直方、朝倉、あとは少ないと感じておりますけれども、現在、飯塚市では手話言語条例の制定に向けて取り組んでいると聞いておりますが、現在の進捗状況について、お尋ねをいたします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　本市では、手話言語条例制定に向けて、飯塚市聴覚障害者協会、飯塚市手話の会、飯塚市の社会・障がい者福祉課の３者において、手話言語条例検討会議を令和２年２月から現在まで、４回実施をしております。その中で、条文についての意見の取りまとめや、条例制定後の新規事業などについて協議をし、条例の原案作成をしているところでございます。現在は、広く市民の方々からご意見をいただくため、１２月１日から２８日まで、市内１９カ所で市民意見募集を行っているところでございます。

○議長（上野伸五）

　２８番　秀村長利議員。

○２８番（秀村長利）

　各関係団体と協議をしていただいているようでございますけれども、それに伴い、今月１日から２８日まで、市内１９カ所で意見募集を行っているということですけれども、午前中、下におりて、ちょっとお尋ねしたところ、まだ１件しか来ていないということなんですけれども、できれば条例周知も兼ねて、防災無線で夕方行っているような感じで、周知がてら意見募集をしていますという告知をしていただくこともどうかなとお願いをいたします。

それと次に、関係団体との検討会議の中で、条例や新規事業について、どのような意見が出されたのかをお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　検討会議の中で、飯塚市聴覚障害者協会から、条例制定後の啓発について、市は条文内容の丁寧な説明を行ってほしいとの意見が出ております。また、条例制定後の施策の実施については、飯塚市聴覚障害者協会、手話の会を含めて協力していくこと等を確認しております。新規事業につきましては、条例制定後すぐに取り組むことができるもの、それから、他の課の協力が必要なもの、また今後、実施するためには、再度協議や時間を必要とするもの等、多くの案を協議しております。具体的には、市民向け、小学生向けの手話講座等の手話の啓発に関する事業や、手話通訳者を育成するための通訳者に対する学習会等でございます。

○議長（上野伸五）

　２８番　秀村長利議員。

○２８番（秀村長利）

　条例制定後の啓発、ここでも啓発という言葉が出ておりますけれども、いかに市民の方々に、この条例を理解して、またわかっていただけるか、どのようにしたら一番いいのかを各関係団体の方とお話しいただいて、周知をお願いしたいと思います。また、その市民の方々ですけれども、手話言語条例を制定した後、市民にはどのような役割があると考えられますか、お願いいたします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　条例案では、市民の役割としまして、市内への通勤・通学をする方を含めた市民の方々が、手話に対する理解を深めるとともに、手話の普及や手話に対する理解促進のための施策に協力することを求めております。また、手話を必要とする人もそうでない人も、ともに地域で支え合い、尊重し合う地域社会を実現するため、まずは、聞こえない人の生活や手話について理解するよう努めていただくようにお願いをすることとなります。

○議長（上野伸五）

　２８番　秀村長利議員。

○２８番（秀村長利）

　地域で支え合い、尊重し合う地域社会を実現するためということですけれども、そういったことを含めて手話言語条例制定後は、条例について、市民に対してどのように周知をしていく予定でありますか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　市の広報媒体を利用した周知のほか、地域に出向き、各地域の集まり等での周知も必要だと考えております。また、多くの方に手話について理解していただくためには、飯塚市聴覚障害者協会や飯塚市手話の会の協力が必要となりますので、皆様方のご意見を聞きながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（上野伸五）

　２８番　秀村長利議員。

○２８番（秀村長利）

　ここでもやっぱり周知、大事だと思っております。各関係団体の方々と話し合い、一緒に、どうしたら一番周知できるかということを考えながら進めていってもらいたいと思っております。

次に、「手話通訳者育成について」ですけれども、日本手話通訳士協会のホームページ上に、手話通訳士の仕事と出ております。「『手話』は言語として位置づけられています。手話通訳者は、人と人とのコミュニケーションを保障し、人と人とのつながりを支援しています。聞こえないことにより不利益を生じないよう通訳することがその目的となります。通訳現場においては、個人情報やプライバシーに関することを知ることになるため、手話通訳者には高い倫理観とともに公正な態度、忠実に通訳すること、幅広い知識及び高い通訳技術が求められます」と書いてありますけれども、この通訳される方も年々高齢化しているとお伺いしておりますけれども、まずは、現在市内における手話通訳者の人数について、お尋ねをします。また、そのうち、手話通訳の資格等をお持ちの方があれば、その人数をお尋ねいたします。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　現在、手話通訳の派遣を行う意思疎通支援事業における登録通訳者の数は１６名でございます。そのうち、厚生労働省が公的資格として認定した通訳士の資格をお持ちの方が１名、福岡県が認定した手話通訳者、県認定手話通訳者ということになりますが、この方が７名いらっしゃいます。資格のない方も、手話通訳の奉仕員として、市の意思疎通支援事業に携わることができますが、県認定の手話通訳者の資格を取得すると、福岡県の手話通訳者派遣事業の通訳者としても登録され、福岡県からの依頼を受けて、派遣されることもあります。また通訳士の資格は、政権放送や裁判での手話通訳を行う場合に必要な資格となっております。

○議長（上野伸五）

　２８番　秀村長利議員。

○２８番（秀村長利）

　近年、聴覚障がい者の社会参加の広がりとともに、通訳依頼の増加が顕著で、それに対する手話通訳者が不足している状況があります。また、その手話通訳者も登録型であったり、非常勤であったりと、不安定な身分となっております。今後は、養成と身分保障などを解決していかなければならないという課題もありますけれども、この手話通訳者の育成についてですけれども、現在、手話通訳者には奉仕員、県認定手話通訳者、通訳士の方がいることがわかりましたが、これらの方々はどのような資格を取得するのですか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　市では、聴覚障がい者等との交流促進、地域広報活動の支援者として、日常生活に必要な程度の手話表現技術を習得した奉仕員を養成するために、毎年入門課程と基礎課程からなる手話奉仕員養成講座を実施しております。まずは、この手話奉仕員養成講座を約１年間受講し、修了していただく必要がございます。さらに、県認定手話通訳者となるには、全国手話検定２級に合格した上で、福岡県が主催します福岡県手話通訳者養成講座を約２年間受講します。その後に、福岡県手話通訳者認定試験を受験し、合格する必要がございます。また公的資格であります通訳士となるには、手話通訳技能認定試験に合格することが必要となります。

○議長（上野伸五）

　２８番　秀村長利議員。

○２８番（秀村長利）

　いろいろと期間もかかるようでございますけれども、それに伴ってやはり費用のほうもかかってくるのではないかと思いますけれども、その辺も飯塚市のほうで補助できる部分があれば積極的に補助していっていただきたいと思っております。それでは次に、今後、市としては、手話通訳者を育成するためにどのような方針で取り組んでいかれますか。

○議長（上野伸五）

　福祉部長。

○福祉部長（實藤和也）

　手話通訳者の育成につきましては、今後も意思疎通支援者派遣事業を継続していく上で、課題の一つでもあり、この事業を充実させるためには、聴覚障がい者のコミュニケーションを支える手話通訳者に対する施策は重要であると考えております。市として、まずは手話通訳者育成の基礎となる手話奉仕員養成講座を今後も継続して実施し、より多くの方に手話に関心を持っていただき、修了生をふやしていくことが大切だと考えております。さらに、手話通訳の資格を取得するには、聾唖者と継続した交流の中で、講座で学ぶ以外の知識や技術を取得することも必要となることから、手話奉仕員養成講座を終了した後に、市内手話の会などに加入していただけるよう、手話の会とも協力してまいりたいと考えております。また、資格試験を受験するまでには、長い期間、継続した学習を行わなければならず、ご本人の努力も必要となります。市としましては、手話通訳者を目指す方々を支えるためにも必要な取り組みについて、今後も関係団体等の意見を聞きながら検討をしてまいります。

○議長（上野伸五）

　２８番　秀村長利議員。

○２８番（秀村長利）

ありがとうございます。手話通訳者と通訳してもらう側、これ大変なコミュニケーションと、あと信頼関係を築かなければいけません。そしてまた、今、手話通訳の方も高齢化しているとお伺いしております。若い人もたくさんおられますけれども、今からどんどん経験をしていき、また新しい言葉が生まれたらそれに対応していかなければならない等々ございますので、市役所としてもその辺のサポートを、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、条例案、原案を見させていただきました。最初のほうに、「言語は、お互いの意思や感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきました。手話は、手や指、体の動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもち、日本語とは異なる言語です。手話は、ろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、意思疎通を図るために必要な言語であり、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として守られてきました」と書いてあります。まさに今、このコロナ禍の中、聾者の方々は皆さん本当に情報が少なく心配だと思います。そんなことがなくなるようにこの条例をいかしていただきたいと思います。

飯塚市に住む障がいを持たれた方、またお持ちでない方、皆様が不利益にならない、また平等な飯塚市を市長さんのほうには、つくっていっていただきたいと思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

　引き続き、４番　奥山亮一議員に発言を許します。４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　公明党の奥山亮一でございます。通告に従いまして、２つ質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。１つ目は、コロナウイルス感染症対策事業のさらなる取り組みについてということでございます。本年初頭から新型コロナウイルス感染症については、皆さん御存じのところであり、詳しい話はいたしませんが、誰もが緊急事態宣言解除後に収束に向かうのではないかというふうに思った方が多いのではないかと思います。しかしながら、初冬に入り、８月のピークをさらに上回る感染者数が記録されております。このように、コロナウイルス感染症の収束が見えない中、国は来年の前半には全ての国民に対し、ワクチン接種を行い、安心して安全なオリンピック・パラリンピックが開催できるようにしていくとの考えで、コロナ対策を行っています。しかしながら、感染者数は首都圏、関西圏など、都市部において急増し、第３波が到来してきております。しかも、今回の流行は家庭内感染がふえたことで、若い世代だけではなく、幅広い世代で感染が拡大し、重症化患者も急増し、医療機関の逼迫も危惧されております。本市も１１月に入り増加し、９０人を超えるまでに増加しております。福岡市、北九州市で感染者数が増加していることからすると、いつその波が押し寄せてきても不思議ではないと思います。そうなると当然地域経済は、緊急事態宣言時と同じようにダメージを受け、市民生活にも大きな影響を与えると思います。

このような想定も踏まえ、質問をいたします。本市では、片峯市長のリーダーシップのもと、市民の皆様とともに耐え、この危機を乗り越えることを訴え、さまざまな対策事業を行ってきました。また国、県の支援事業等に該当しない市民の皆様に対しても、市独自のコロナ対策事業を実施していますが、その事業の概要、対象者、実施状況について伺います。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　令和元年度から令和２年度１２月補正分までに予算計上いたしました市独自のコロナ対策事業は、５１事業で事業費の総額は約５１億８千万円となっております。そのうちの主な事業についてご紹介させていただきます。

最初に、事業者向けの応援事業について説明いたします。事業継続応援事業は、大企業を除く事業者に対し、事業の継続と雇用の維持を応援するため、応援金３０万円を交付する事業で、１１月末現在１９８５件、総額５億９５５０万円を交付いたしております。

次に、事業継続応援貸付事業は、売上高が前年同月比で５％以上減少した市内事業者に対し、事業の継続と雇用の維持を応援するため、実質無利子、無担保で融資する事業で、１１月末現在１５１件、総額２億８３３０万円を融資いたしております。

次に、ＩＴ導入等応援補助事業は、事業の継続、再開を目的に生産性の向上や業務転換等に取り組む市内企業が、本市が指定する国及び福岡県の補助事業を活用した際に、事業者負担額の一部を補助する事業で、１１月末現在２７件、総額１１９３万４千円を交付いたしております。

次に、新しい生活様式対応事業は、来客型施設、いわゆる店舗でございますが、等で感染防止対策に要した費用の一部応援金として交付する事業で、１１月末現在１２１５件で総額１億１５８１万３千円を交付いたしております。

次に、地域活性化応援券発行事業は、市民の外出機会と消費の喚起を図ることで、市内の中小企業、小規模事業者及び個人事業主を応援するため、１冊１万２千円相当の応援券を１冊１万円で２０万冊販売しており、令和２年１１月１１日に完売いたしております。

次に、市民や学生などの生活応援事業について説明いたします。ひとり親家庭等応援事業は、勤務先の休業や学校の休校等により、勤務できないなどの理由で経済的に厳しい状況が想定されるひとり親家庭等を応援する事業で、１１月末現在１４９３人に総額７４６５万円を交付いたしております。

次に、インフルエンザ予防接種助成事業は、新型コロナウイルス、インフルエンザの同時流行を防止するため、予防接種費用を一部助成する事業で１０月から開始いたしております。

次に、再就職（再雇用）応援事業は、解雇や雇いどめ等により職を失った方、アルバイト先の減少で暮らしに不安を抱える学生を対象とした就労支援を行う事業で、１１月末現在失業者１７人、学生５５人に対し、就労支援をいたしております。

最後に、医療福祉従事者等への応援事業について説明いたします。医療施設従事者に対する応援事業は、市内の医療機関に従事されている方に応援金を交付する事業で、１１月末現在６６２９人に、総額１億９８８７万円を交付いたしております。保育施設従事者、児童クラブ従事者に対する応援事業は、保育施設従事者、児童クラブ従事者に応援金を交付する事業で、１１月末現在１０２９人に総額３０８７万円を交付いたしております。市民生活を支える福祉事業所の感染症対策応援事業は、感染症対策が必要な市内の介護・障がい福祉サービス事業者に応援金を交付する事業で、１１月末現在５８３件、総額１億１６８５万円を交付いたしております。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　５１の事業のうち、主だった１１の事業をご紹介いただきました。多岐にわたり、皆様も応援金をいただいた方等、それから就職された方もいらっしゃると思います。先日も報道にありましたように、検索エンジンで第１位の検索があり、福岡県であるとか、それぞれが今まで余り検索エンジンのトップになったことはないと思いますけれども、それほどコロナに関する市民の皆様、国民の皆様が、自分に該当する、そういう応援とか、補助とかを調べた方が多いかというのが示されておりました。本市においても、５１事業ということですので、かなり市民の皆様が応援をいただいて、また給付をいただかれたというふうに思います。今、答弁された以外にも、対策事業があると思いますけれども、地域経済を守るため、市民の生活を守るため、そして市民の暮らしや健康を支える医療施設や福祉施設に対する支援事業を実施され、市民の皆様に寄り添った本市の思いが十分わかりましたし、市民の皆様も感じてあることと思います。しかしながら、このままでは年が明けると２年目に突入し、コロナウイルスとの闘いが続くことが予想されます。そのような状況を乗り越えるため、国においては、各種支援策などを延長していくと報道されておりました。本市としても先ほど答弁された事業、全てではありませんが、継続する必要があると考えます。本市が考えている必要な事業は、どのようなものがあるのか、伺います。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　今までに実施してきました事業が今後も対策上効果があるかは、その時点での感染状況を踏まえ、地域経済や市民生活の実情を分析した上で判断することになります。また、これらの対策を行うには、本市独自事業だけではなく、国や県との事業との連携を図りながら、より効果的な事業を実施していくことが重要と考えられます。

最初に、経済対策についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、ウイズコロナのフェーズにおいて、事業継続と雇用の維持を図る市内事業者への支援を最優先とした上で、感染拡大防止と地域経済回復の視点、コロナ収束後の地域経済の活力向上の視点を持って、総合的な取り組みを進めたいと考えております。

次に、市民生活への支援についてでございますが、失業者の増加があれば、現在実施しております雇用対策の継続が必要になると思います。また、再度緊急事態宣言の対象地域となり、学校等の休業要請が県知事より出されれば、子育て世帯への支援など再度検討することになると考えられます。そのほか、来年の秋口になっても、コロナの収束にめどが立ってなければ、やはりインフルエンザとの同時流行を防止するために、予防接種の助成を検討することとなります。

最後に、医療や福祉機関への支援につきましては、基本的には国や県が対応しておりますが、要請があれば今後も引き続きマスクや手袋などの物資の提供を初め、運営の維持に必要な支援をしていくということになります。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　今、経済から市民生活、医療の３点についてご答弁いただきましたけれども、どれも重要な支援事業と思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、今後フェーズがどう変わるかわかりませんが、今回の対策事業以外に新たな対策事業について、どのように考えてあるのか、お伺いします。

○議長（上野伸五）

　市民協働部長。

○市民協働部長（久家勝行）

　今後の対策事業でございますが、まず最初に、１２月補正予算に計上しております事業について、ご紹介させていただきます。地域経済の回復につきましては、事業者へのフォローアップ体制を充実するため、事業継続相談員を配置し、あわせて各種専門家を派遣することで、直面している課題の解消を図りたいと考えております。

次に、市内各自治会に対しては、新型コロナウイルス感染防止のための物品、例えば消毒液とか使い捨て手袋、ビニール袋などを購入するための費用を補助するように考えております。

最後に、医療福祉関係事業について説明いたします。飯塚医師会が設置されております地域外来検査センターの円滑な運営ができるように、運営に係る事業の一部を補助するように考えております。１２月補正の対策事業はただいま紹介したとおりでございますが、今後の対策を考える上では、新型コロナウイルスのワクチン開発がどのようになるかで大きく異なるのではと考えております。

今月２日に新型コロナウイルスワクチン接種関連法が成立いたしております。ワクチンの有効性や安全性が十分に確認できる場合には、国民は原則として努力義務ではございますが、全員接種となります。また短期間で集中的に接種を進めるというふうに国は考えているということでございます。このワクチンにより収束に向かえば消費喚起、そして市民活動の再開に力を入れることになると考えられます。さらには、今後の感染症対策として、感染症に強いまちづくりを考えていく必要があると思います。しかしながら、ワクチンが計画どおりにいかずに感染が引き続き発生している場合につきましては、今年度と同様な対策をしていくこととなります。いずれにしろ、どのような状況になっても、市民の皆様の健康と生命、地域経済を守るため、有効で効果的な対策を行うことが重要だと考えております。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　最初からいきますと、今行っている事業、それから継続していかなくてはいけない事業、それから新たな事業というふうに３点伺ってまいりました。今後フェーズによって、対策が変わることは理解いたしますが、今年度実施事業中で、同じ状況であっても制度の基準に該当せずに応援金が支給されなかった方々がいます。私ども公明党は１１月２７日に３点の要望を市長にお願いをしております。１点目が医療従事者への応援金で、勤務時間が基準を満たしていなく対象外となった方、２点目が同じく市外の病院に従事しているため対象外となった方への応援金の支給、そして、３点目が国の特別給付金の対象外となった本年４月２８日以降に生まれた新生児への市独自給付金の支給についてです。最後になりますけれども、市長への特段の配慮を要望し、この質問を終わります。

　次の質問になります。次は、行政手続における押印廃止及びデジタル化によるオンライン申請についてでございます。この質問は、まだこれからというところがありますので、ぜひともスピード感を持って取り組んでいただく意味でも質問させていただいております。本年９月に菅政権発足後、国民のために働く内閣としてスタートし、１つ目、デジタル庁発足、２つ目、携帯電話料金の値下げ、３つ目、不妊治療の保険適用など、国民に直接かかわるわかりやすい政策を打ち出されました。

今回は、行政手続で重要視されている押印とデジタル化に伴うオンライン申請など伺ってまいります。まず、押印廃止については、中央省庁とともに、地方である各自治体も歩調を合わせるのはもちろんですが、本市においても独自に行政手続の簡素化などをプラスし、市民の皆様が便利になったと感じていただけるような改革が必要と思います。また、公明党は参議院本会議で、誰一人も取り残さず豊かな国民生活をもたらすものでなければならないと強調しておりますので、本市においても同様に進めていただきたいと思います。既に国ではさまざまな規制改革に向け動き出していますが、その中の一つとして、押印廃止に向けたいわゆる「はんこレス」という動きが出てきています。新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の際、押印のために出社するといった報道もありましたが、デジタル庁の新設等の国の動きを見てみますと、本市も押印廃止に向けた検討が必要になってきているのではないかと思います。さらに、政府与党は確定申告などの税務手続においても、押印の原則廃止を検討する方針を明確にしています。２０２１年度の税制改正で検討し、年末にまとめる与党税制改正大綱に反映させるとのことです。このように、行政手続の文書だけでなく、税にかかわる他の書類でも押印廃止の流れが加速化しています。そこで、本市も含め既に押印廃止を行った、あるいは行うめどが立っているような他自治体の事例があるのか、伺います。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　質問議員がご指摘のとおり、行政のデジタル化に係るさまざまな国の動きは本市でも注視しているところでございます。押印廃止に関する他自治体の事例といたしましては、福岡市が本年９月末に押印を廃止したという事例及び北九州市が全体の８割を１０月末までに廃止、残りも今年度中に廃止するという事例を各種報道等で確認しているところでございます。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　今、答弁いただいた福岡市と北九州市が既に廃止しているとのことですが、この押印廃止は共通システムなどを利用するデジタル化と異なり、各自治体内で完結するようですが本市は押印廃止に向けた何らかの検討などは行っているのか、伺います。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　本市の検討状況でございますが、まずは市民や事業者が市に提出する申請書等に関し、押印の可否や押印を必要としている理由について調査し、約９００帳票について現状把握をしたところでございます。それとあわせまして、行政内部の所属間でやりとりをする各種書類につきまして、同様に押印に関する調査を行う予定としております。押印廃止につきまして、どのように取り組んでいくのかという点は、今後の課題ではございますが、これらの結果を集約し、まずは押印に関する現状把握に努めているところでございます。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　スピード感を持ってよろしくお願いします。現状把握は進めていく以上、必要でございますけれども、行政のデジタル化に向けた国の動きを見ますと、先ほどの先進事例も研究しながら、本市も押印廃止に向けて早急に実施していただきたいと思います。ただ書類の押印欄を消すだけではなく、申請書類の見直しや提出枚数なども含め、明年の何月から実施するというような発信をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　ご指摘の点につきましては、我々も十分に認識しているところでございますが、押印廃止につきましては調査結果を集約した後に、どのように進めていくのか、また本当に法的に問題がないのかという検討が必要になりますので、具体的にいつまでに実施するという段階には至っておりません。しかしながら、電子申請を進めていく上でも押印廃止は重要なポイントになると認識しておりますので、先進事例も研究しつつ、その方向での検討を鋭意進めてまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　ぜひ、よろしくお願いいたします。次に、オンライン申請について伺ってまいります。今般の新型コロナ禍で露呈したオンライン申請では、国と地方のシステム連携が不整合でうまくいかない原因になり、さらに振込口座を確認する作業に多大な時間を要したことなどで給付がおくれる一因となりました。日本は先進諸国と比較し、ＩＣＴやデータの活用がおくれており、特におくれが目立つのは行政のデジタル化だと指摘されています。また、パソコンやスマートフォンなどからオンラインで完結できる行政手続は全国平均でわずか７％程度と報道もあります。それでは伺いますが、本市では、オンライン申請の取り組み状況はどのようになっているのか、伺います。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　本市では、図書館の貸し出し予約、スポーツ施設の利用予約、集団健診予約、イベントへの参加申し込み、水道使用開始届、地方税申告手続についてオンライン申請が可能となっており、契約課の電子入札につきましては、現在、実証を行っており、令和３年度からの運用を予定しております。一部の申請手続については、オンライン申請が可能となっているものの、まだまだ取り組みが進んでいない状況でございます。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　取り組みが進んでいないとのことですが、市長よろしくお願いいたします。国はオンライン申請など、地方公共団体のデジタル化を推進する方向性を示していますが、本市としては今後どのように取り組んでいくのか、お考えをお示しください。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　議員がご指摘のとおり、令和元年１２月に閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画では、地方公共団体の行政手続のオンライン化の推進が掲げられており、住民の利便性向上という観点から優先して行う必要があるとされております。また、優先的に取り組む手続として処理件数が多く、住民や事業者の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる２２の手続や、住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる３３の手続が示されております。本市といたしましても、市民の利便性の向上やデジタル化による業務効率の向上を目指し、オンライン申請の推進に取り組んでいく必要があると考えておりますので、今後は市民にわかりやすく、利便性を実感していただけるようなオンライン申請などの行政のデジタル化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　積極的に取り組んでまいりたいとのことですが、既に承知のことと思いますが、今からすぐにでも実現可能な行政手続のオンライン化、それはマイナンバーカードを活用した「マイナポータル・ぴったりサービス」のフル活用です。これは自治体レベルで新たなシステム構築などの必要はありません。例として、新潟県三条市は平成３０年４月からぴったりサービスの利用拡大に取り組み、国が指定する手続１５種類に加え、市の判断で新たに２３項目にわたるさまざまな分野を追加してオンライン申請を可能にしています。また、オンライン申請以外でも窓口申請でマイナンバーカードを活用して、申請者の氏名や住所等の記入を省略できるような仕組みを導入している自治体もあるようです。マイナンバーカードの利活用を推進することにより、市民の利便性の向上を図ることができ、マイナンバーカードの普及促進にもつながると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上野伸五）

　総務部長。

○総務部長（久世賢治）

　質問議員が言われますとおり、オンライン申請におきましては、本人確認を必要とする手続もありますことから、本人確認が可能となるマイナンバーカードの普及を促進するとともに、その利活用シーンをふやし、市民の皆様の利便性を向上させることが重要となります。そのため、今後も引き続きマイナンバーカードの利活用について調査研究し、効果の見込まれるものにつきましては、関係課と協議しながら導入について検討してまいりたいと考えております。また、オンライン申請、窓口申請の双方で言えることですが、デジタル化を推進することにより、全ての市民の皆様がデジタル化の恩恵を感じ、満足していただけるような簡単でわかりやすいシステムを選択してまいりたいと考えるところでございます。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　ぜひ、申請する市民の皆様、また行政の皆さんの業務が改善され、働き方改革に大いに寄与できると考えておりますので、市長どうぞよろしくお願いいたします。

次に、おくやみ手続に伴うワンストップについて伺います。昨年も同僚議員がおくやみコーナーについて伺いましたが、今回の押印廃止、デジタル化、オンライン申請とあわせて、どのようなことが可能なのか伺ってまいります。本市の高齢化率は３０％を超え、今後さらに増加してまいります。またひとり暮らしの高齢者の増加、さらに最近は交通機関の撤退など、市役所に手続に来ること自体、大変な方が多くなってきております。ここにおられる皆さんも、自家用車に乗らなくなったらどのように市役所まで来られますか。１回の来庁、また短時間の手続で終了していただきたいと思われることと思います。それでは伺いますが、ご家族の方などが亡くなった場合、ご遺族はさまざまな行政手続をしなくてはなりません。ご遺族の中にはご高齢の方もおられ、多岐にわたる手続に苦慮してあると思いますが、本市ではどのような対応をしておられるのか、お尋ねします。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　本市では、市民課で死亡届受理後に、住民異動届を作成し、住民基本台帳異動処理を行い、埋火葬許可証を発行いたします。死亡届の提出に来庁されるのは、主に葬儀会社の方が多いことから、死亡に関する行政手続の案内書類をご遺族へ渡していただくようにお願いをしているところでございます。後日ご遺族が死亡関連手続のために来庁され、必要な手続を関係課で行われます。ご遺族ができるだけわかりやすく手続ができるように、総合案内や市民課窓口職員で関係課へのご案内を行っておるところでございます。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　次に、年間飯塚市は新生児が約１千人程度、生まれておられますけれども、お亡くなりになられる方は年間どのくらいおられるのかお願いします。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　本市に住民票があり、お亡くなりになられた方は、令和元年度は１６６５人となっており、平成２９年度から令和元年度の過去３年間の平均は１６０３人となっております。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　過去３年間平均で１６０３人ということですけれども、死亡関連手続が必要ということですけれども、日々約６人から７人前後の方が手続に来庁されていますが、ご遺族が手続をスムーズにできるようにどのような配慮をしておられるのか、お伺いします。

○議長（上野伸五）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　本市では、市民の方が関係課へ移動しやすい効率的なワンフロアサービスを行っております。さらに、先ほどの答弁と重複いたしますが、総合案内を設置し、関係課へのご案内を行っているところでございます。市民課におきましても、住民異動届等の際に、その他手続が必要となる関係各課へのご案内を行うことで、わかりやすい、安心できる窓口対応に努めているところでございます。また、関係部署により利用しているシステムが違いますので、リアルタイムではありませんが、住民基本台帳異動処理後、死亡に関するデータが各課のシステムに反映し、できるだけスムーズな対応ができるように、お亡くなりになった方の情報の共有に努めているところでございます。

○議長（上野伸五）

　４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

　システムが違うのですが、情報は行っているということで、これは私も知りませんでしたので、逆に担当課は活用できるだろうというふうに思います。先ほども答弁にありましたけれども、１階入り口から入りますと総合案内の方がその方まで足を運び、手続に来られた方に寄り添って親切、丁寧に案内されており、私もその光景を拝見し、心が温かくなります。引き続きお願いしたいと思います。情報共有を行っていると答弁いただきましたけれども、その後の手続が行われなくても、遺族の方に請求し続けるなど、不都合がないように管理いただきたいと思います。最近では亡くなった母親の年金を１７年間１８００万円の不正受給というのがありましたけれども、これも縦割りの弊害で、税務は幾らもらっているかわかっても、さまざまな手続上停止できないという流れだろうというふうに思います。今後、行政のデジタル化に関する国の動きは非常に早く、本市もそれにおくれないようにしていかなければならないと思います。この流れは、今後さらに加速していくと思いますので、早急な実施をしていただきたいと思いますが、実施の際には市民の方が混乱しないように、逆に市民生活が豊かになるように十分に調整をしながら実施していただくようお願いします。また、死亡関連手続が複雑で、特にご高齢なご遺族の方には、待ち時間の長さや申請書の作成など負担が大きいので、遺族の方に寄り添った丁寧な対応をお願いいたします。行政手続について、デジタル化による手続の簡素化はスピードアップが図られ、待ち時間の解消や混雑緩和になり、市民サービスの向上になると思いますので、早急な申請書のデジタル化を要望し、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上野伸五）

　本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明１２月１１日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　１時５０分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２７名　）

１番　　上　野　伸　五

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　土　居　幸　則

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　金　子　加　代

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　守　光　博　正

　（　欠席議員　　１名　）

２５番　　古　本　俊　克

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　瀬　戸　　　光

２４番　　平　山　　　悟

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　石　松　美　久

議会事務局次長　　許　斐　博　史

議事総務係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

議事調査係長　　岩　熊　一　昌

書記　　伊　藤　拓　也

書記　　今　住　武　史

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　梶　原　善　充

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　久　世　賢　治

行政経営部長　　久　原　美　保

都市施設整備推進室長　　山　本　雅　之

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　永　岡　秀　作

経済部長　　長　谷　川　司

福祉部長　　實　藤　和　也

都市建設部長　　堀　江　勝　美

教育部長　　二　石　記　人

企業局長　　原　田　一　隆

公営競技事業所長　　浅　川　亮　一

福祉部次長　　渡　部　淳　二

都市建設部次長　　中　村　洋　一

企業局次長　　本　井　淳　志